

北九州市立生涯学習センター及び婦人会館 ご利用ガイド（八幡東生涯学習センター版）

1 施設概要

開館時間：午前9時～午後10時

休館日：月曜日（祝日の場合はその翌日）、年末年始（12月29日～1月3日）

※生涯学習総合センター、婦人会館、八幡西生涯学習総合センターの休館日は
年末年始のみ。

※災害等により、臨時休館や開館時間変更の可能性があります。

2 アカウント情報について

(1) 登録内容に変更が生じた場合は、ご利用の施設にご連絡ください。

(2) IDとパスワードは厳重に管理してください。電話での問い合わせにはお答えできません。また、窓口及び電話での予約受付には、ID番号が必要です。

3 予約について

(1) 月初めの使用申請

3か月先の予約は翌月1日の1週間前から電話及び窓口のみで受け付けます。

毎月1日（休館日の場合は翌日）の9時20分までに電話及び窓口での受付を締め切り、使用希望日が重複している場合は抽選で決定します。

（例：7月分の予約は3月25日から受付開始）

※他の館では、申請時期や申請方法等が異なる場合があります。事前に利用希望の施設にお尋ねください。

※営利を伴う使用は2か月前から、個人利用は7日前からの予約受付となります。

(2) 空き施設の予約（先着順）

(1) での受付後の「空き施設」の使用申請は、翌日午前9時から、翌月から3か月先までの予約を先着順で受け付けます。

※予約可能期間や予約回数等については、「(5) 予約制限について」をご確認ください。

※スポーツ施設、ホール、市民ギャラリーは、電話と窓口で予約可能です。

(3) 予約のキャンセルや予約内容に変更が生じた場合は、使用前日までに電話でご連絡ください。なお、オンラインでの予約キャンセルは、使用日の8日前まで可能です。

(4) 施設構造上、または管理上の理由により、ダンスや体操などの運動、また、楽器を使用した演奏や合唱など音の出る使用に制限がある部屋があります。

運動や音の出る使用を希望される際は、事前にご利用の施設にご相談ください。

(5) 予約制限について

※日付例：7月15日に使用する場合の予約スケジュール

期 間 予約方法	3か月前の 月の最初の開 館日から前1 週間(★)	3か月前 の月の最 初の開館 日翌日	~ 31 日前	30 日前	~ 8 日前	7 日前	~ 利用 日
日付	3/25~	4/2	~ 6/14	6/15	~ 7/7	7/8	~ 7/15
電話	○	○	○	○	○	○	○
窓口	○	○	○	○	○	○	○
オンライン	×	○	○	○	○	×	×
予約制限	<ul style="list-style-type: none"> ・日曜から始まる1週間のうちに、週1回、1室のみ ・1回につき連続4時間まで ・個人利用の予約不可 ・民間教育事業者が行う事業で講師謝金等が基準を超えているもの(3頁)、及び企業活動に関連する研修や会議等は2か月前からの予約です。 			<ul style="list-style-type: none"> ・日曜から始まる1週間のうちに、週1回、1室のみ ・1回につき連続8時間まで ・個人利用の予約不可 		<ul style="list-style-type: none"> ・回数、時間、室数の制限なし 	

★他の館では、申請時期や申請方法等が異なる場合があります。事前に利用希望の施設にお尋ねください。

《例外》

- ・小倉南生涯学習センター【大ホール】【市民ギャラリー】、八幡東生涯学習センター尾倉分館【舞台ホール】(これらの室場と一体で使用する室場を含む)は、6か月前の月の最初の開館日からの受付開始となります。
- ・講師控室や託児室など複数の室を一体で使用する必要がある場合は、複数の室場の予約が可能です。ご利用になられる施設にお申し出ください。
 - ※小倉南生涯学習センター【大ホール】は、控室として3室まで予約可能。
 - ※八幡東生涯学習センター尾倉分館【舞台ホール】は、観覧席として和室を2室、控室として講習室が予約可能。
- ・体育施設は前述の予約制限によりません。詳しくは該当施設にお尋ねください。
- ・婦人会館では、個人の方及び5倍料金が適用になる場合のご利用はできません。

4 使用料について

- (1) 使用料は、使用日当日にお支払いください。
- (2) お支払いいただいた使用料等は返還できません。
- (3) 使用開始予定時間までにご連絡いただかなかった場合は、ご使用がなくても使用料を徴収させていただく場合があります。

- (4) 使用料は、各施設・室場ごとに時間単位で設定されています。詳細は市のホームページをご確認ください。
- (5) 使用の内容により、使用料が2倍、もしくは5倍になる場合があります。また、減免となる場合があります。詳しくは、ご利用の施設にお尋ねください。
- ※市外居住者、市外の団体は、原則、2倍料金になります。
- ※企業活動に関連する研修や会議等、報酬等金額基準超、物品販売（要許可）がある場合などは、5倍料金になります。

【報酬等金額基準】

①～③のすべての基準を満たす場合は通常料金、①～③の基準を一つでも超える場合は5倍料金

① 講師謝礼（1回）：6,000円以内（材料費、印刷費、検定料等の実費は除く。）

② 講師謝礼（月額）：24,000円以内（材料費、印刷費、検定料等の実費は除く。）

③ 会員の月額負担：1人あたり1,800円以内

※使用料の減免が適用される場合があります。（例：社会教育関係団体やそれに準ずる団体など）ただし、減免の許可を受けた団体でも、活動内容によっては減免の適用対象外となることがあります。

※個人利用は、減免の対象外です。

※冷暖房使用料は、減免の対象外です。

※市内居住の65歳以上の年長者・障害者は、体育室等の共用利用で減免制度があります。

5 施設使用上の注意

- (1) 施設管理者の指示には必ず従ってください。
- (2) 使用後は、使用前の状態に戻し、ごみは各自でお持ち帰りください。
- (3) 使用終了時刻（＝鍵等の返却時刻）及び閉館時刻を遵守してください。
- (4) 音や振動を伴う場合、ご使用状況によっては使用内容の制限や使用中のお願いをする場合があります。周囲の迷惑にならないよう、音量や振動にはご配慮ください。
- (5) ご利用中に急病人や負傷者が発生した際は、職員にお声がけください。救急車の手配が必要な場合もご連絡ください。

6 使用者の守るべき事項

- (1) 収容人員は、使用部分に収容できる人員を超えないこと
- (2) 許可なくして物品を販売しないこと
- (3) 定められた場所以外で火気を使用しないこと
- (4) 許可なくして、壁、柱等にはり紙、釘打等をしないこと

- (5) 許可を受けた施設及び設備以外のものを使用しないこと
- (6) 承認目的以外の目的に使用しないこと
- (7) 飲酒を伴う使用をしないこと

7 禁止事項

下記に該当する場合は、ご利用をお断りさせていただきます。

- (1) 使用申請等の内容に虚偽があった場合、もしくは、生涯学習センター及び婦人会館の設置目的に反する場合
- (2) 他の利用者に危害、もしくは迷惑を及ぼす、あるいはその恐れがある場合
- (3) 動物類等を携帯している場合
- (4) 建物及び設備を損傷、もしくは汚損する、あるいはその恐れがある場合
※敷地内の建物及び設備に損傷等を与えた場合、その損害を賠償してもらうことがあります。
- (5) 飲酒行為が行われると認められた場合
- (6) 使用者が暴力団員、もしくは暴力団又は暴力団員との関係者等である場合
※関係官公庁に照会する場合があります。
- (7) 生涯学習センター及び婦人会館の管理運営上支障があると認められる場合
※例：正当な理由なく使用直前のキャンセルを繰り返す場合
講師謝金が基準額を超えているのに申告しなかった場合
活動中に商品の販売、勧誘等の行為をする場合
宗教団体が行う宗教儀式や布教活動等を行う場合

8 生涯学習センター及び婦人会館 一覧

施設名	住所	電話
門司生涯学習センター	門司区栄町 3-7	332-0887
門司生涯学習センター大里分館	門司区下馬寄 6-8	371-4649
生涯学習総合センター	小倉北区大門 1-6-43	571-2712
婦人会館（生涯学習総合センターに併設）		592-1411
小倉南生涯学習センター	小倉南区若園 5-1-5	931-1286
小倉南生涯学習センター北方分館	小倉南区北方 3-32-3	951-0114
若松生涯学習センター	若松区本町 3-13-1	751-8683
八幡東生涯学習センター	八幡東区平野 1-1-1	671-6561
八幡東生涯学習センター尾倉分館	八幡東区尾倉 2-6-6	661-1122
八幡西生涯学習総合センター	八幡西区黒崎 3-15-3	641-9360
八幡西生涯学習総合センター折尾分館	八幡西区南鷹見町 6-1	691-5653
戸畑生涯学習センター	戸畑区中本町 7-20	882-4281